

第9号議案

令和6年度東京都台東区老人保健施設会計予算

令和6年度東京都台東区の老人保健施設会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 特別区債」による。

令和6年2月6日提出

東京都台東区長 服部 征夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		372
	1 手数料	372
2 繰入金		182,927
	1 一般会計繰入金	182,927
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
4 特別区債		235,000
	1 特別区債	235,000
歳 入 合 計		418,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 施設管理費		288,374
	1 施設管理費	288,374
2 諸支出金		119,926
	1 公債費	119,926
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		418,300

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 老人保健施設千束空調設備等更新（電気・機械・空調等設備更新工事）	令和7年度 ～ 令和8年度	1,020,073
2 老人保健施設千束空調設備等更新（工事監理委託）	令和6年度 ～ 令和8年度	15,501

第3表 特別区債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 老人保健施設の整備	235,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。